

◎令和 2 年度 学校評議員制度

学校法人 翔英学園

米子北斗中学校・高等学校評議員設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は学校教育法施行規則第 23 条第 3 項の規定（平成 12 年 4 月学校教育法施行規則改正）に基づき、米子北斗中学校・高等学校に学校評議員を置く場合に必要事項を定めるものである。

(構成)

第 2 条 学校評議員の人数は 4～6 人程度とする。

2、学校評議員は本校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者の内から校長の推薦により、理事長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 学校評議員の任期は委嘱の日からその年度末までとする。

ただし、再任することは妨げない。

2、理事長は学校評議員に特別の事情がある場合、任期満了前に解嘱することが出来る。

3、理事長は委嘱期間の中途において学校評議員に欠員が生じ場合、第 2 条の規定により補欠の学校評議員を委嘱することが出来る。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役割)

第 4 条 学校評議員は、学校運営に関する事項について校長の求めに応じて意見を述べ、または必要に応じて助言を行うものとする。

(報償)

第 5 条 学校評議員に対する報償は予算の範囲内において別に定める。

(守秘義務)

第 6 条 学校評議員はその役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員を退いた後も同様とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

◎評議員一覧（任期：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

中津尾 直己	永井 美央	佐々木 由紀雄	縄 泰	本城 康世
--------	-------	---------	-----	-------